

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本事業にかかる契約の締結は、平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成27年11月18日

世田谷区

### 1 事業概要

#### (1) 件名

「運動器の機能向上プログラム等」実施委託

#### (2) 目的

運動器の機能向上プログラムなどを実施することにより、運動機能を維持・改善し、自立した日常生活を送れるようにすることを目的とする。

#### (3) 業務内容

運動器の機能向上プログラム

対象：世田谷区の介護保険第1号被保険者（65歳以上の世田谷区民）のうち、要支援認定者又は基本チェックリストにより事業対象者に該当した者の内、介護予防のために運動器の機能向上プログラムの参加が適当である者

定員：1教室15名程度

期間：1教室12回（原則週1回・事前評価及び事後評価を含む）

時間：1回90分～120分程度

その他：原則として参加者の送迎を実施すること。（詳細は実施説明書を参照）

#### 普及啓発講座

##### ・はつらつ介護予防講座

対象：世田谷区の介護保険第1号被保険者（65歳以上の世田谷区民）

回数：1会場あたり、原則月2回（隔週）年間22回程度

時間：1講座120分程度

定員：1講座20人程度

内容：簡単な運動をとり入れながら、低栄養予防や口腔機能向上等を含む介護予防全般の知識を付与・啓発する講座とし、受託者の企画により実施すること。

##### ・まるごと介護予防講座

対象：世田谷区の介護保険第1号被保険者（65歳以上の世田谷区民）

回数：講座は6回で1講座とし、年間1～5講座程度行う。

時間：1回90分程度

定員：1講座20人程度

内容：運動、口腔、栄養、認知機能低下予防（認知症予防を目的とした有酸素運動を含む）を取り入れた体験型の講座とすること。

#### (4) 契約期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

ただし、契約は単年度ごととし、平成29年度以降の契約は業務の履行状況が良好と認め

られた場合、かつ、予算について区議会で議決が得られた場合に限り行う。

なお、本事業に関わる法律、規則等の改正、予算の削減、減額などがあつた場合には29年度以降の契約を締結できない場合がある。

## 2 提案限度額

### (1) 運動器の機能向上プログラム

1 教室あたりの実施費用は900,000円(非課税)

送迎(往復)1回につき10,000円(非課税)

### (2) 介護予防に関する普及啓発講座「はつらつ介護予防講座」

1 講座あたり32,400円(消費税込み、税率は8%)

### (3) 介護予防に関する普及啓発講座「まるごと介護予防講座」

1 講座あたり352,800円(消費税込み、税率は8%)

## 3 参加申請要件

介護予防事業の実施に意欲を有する法人であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

(4) これまでに、現行の二次予防事業対象者を対象とした介護予防事業や、高齢者を対象とした生活機能訓練、運動指導、健康づくり事業等の介護予防に資するような事業の実績があること

(5) 事業者(法人)自ら、区内に当該プログラムの実施場所を安定的に確保することができること

## 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 5 提案書を特定するための評価基準

審査は、学識経験者、医療関係者、区民及び行政関係者で構成する審査会により、あらかじめ定めた下記の評価基準に基づき行うこととし、参加事業者のうちから上位13社程度を契約相手の候補者として選定する。

ヒアリング、プレゼンテーションなどは実施しない。

(1) 経営状況

(2) 応募理由等

(3) これまでの実績

(4) 実施場所の状況

(5) 実施体制

(6) 安全管理体制

(7) 業務内容と有効性

(8) 見積り金額

見積り金額は提案金額が限度額の範囲内であることを確認するために利用します。

## 6 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所分庁舎ノバビル3階  
世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課  
電話 03-5432-2953

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明会及び担当課窓口、区ホームページにて説明書を配付する。

説明会の開催について

ア．日時 平成27年11月27日(金)午後6時30分から

イ．場所 世田谷区民会館 2階 集会室

説明会参加申込書を区ホームページからダウンロードし、FAXにて提出

窓口等配付について

ア．期間 平成27年11月18日(水)～12月10日(木)

窓口開設時間：平日 午前8時30分～午後5時

イ．場所 上記6(1)担当課窓口で配付、又は区ホームページからダウンロード

### (3) 参加表明書及び提案書の受領期限並びに提出先及び方法

日時

ア．参加表明書 平成27年12月10日(木)午後5時

イ．提案書 平成27年12月25日(金)午後5時

提出先

上記6(1)の担当部課窓口への持参に限る。

### (4) 質問

質問受付期間：平成27年11月27日(金)～平成27年12月3日(木)

午後5時まで

提出方法：全て介護予防・地域支援課のメールによる受付。

送付先 世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課メールアドレス

[sea02087@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:sea02087@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

質問回答期限：平成27年12月7日(月)

### (5) 選定結果通知期日及び方法

選定結果については、平成28年2月中旬以降に応募事業者全員に書面により通知する。

## 7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

平成29年度「運動器の機能向上プログラム等」実施委託

平成30年度「運動器の機能向上プログラム等」実施委託

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定

した理由（審査経過等）を公表することができる。

（６）詳細は実施説明書による。

（７）関連情報を入手するための照会窓口 前記６（１）の担当課に同じ。

（８）本プロポーザルの内容は事業者の選定のみで使用し、区はその内容に拘束されない。

（９）選定に使用した提案書、応募書類については選定にのみ使用し、それ以外には使用しない。  
使用する場合は提出者の許可を求めるものとする。